報　　告

（１）合併関連議案の議決及び合併申請について

（２）合併啓発事業について

（1）合併関連議案の議決及び合併申請について

1　廃置分合及び関連議案の議決

<table>
<tr><th>議　　案</th><th>内　　容</th><th>八日市市</th><th>永源寺町</th><th>五個荘町</th><th>愛 東 町</th><th>湖 東 町</th></tr>
<tr><td>八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町の廃置分合について</td><td>八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町を廃して、その区域を持って新たに「東近江市」を設置することを知事に申請する。</td><td rowspan="4">提 案 日
平成16年
6月　4日

議 決 日
平成16年
6月２５日</td><td rowspan="4">提 案 日
平成16年
6月１５日

議 決 日
平成16年
6月２５日</td><td rowspan="4">提 案 日
平成16年
6月１０日

議 決 日
平成16年
6月２５日</td><td rowspan="4">提 案 日
平成16年
6月１５日

議 決 日
平成16年
6月２５日</td><td rowspan="4">提 案 日
平成16年
6月１６日

議 決 日
平成16年
6月２５日</td></tr>
<tr><td>八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町の廃置分合に伴う財産処分について</td><td>八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の合併に伴い、その所有する財産をすべて「東近江市」に帰属させる。</td></tr>
<tr><td>八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について</td><td>八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の合併に伴い、各市町の議会の議員は市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号を適用し、平成１７年１０月３１日まで引き続き「東近江市」の議会の議員として在任する。</td></tr>
<tr><td>八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町の廃置分合に伴う議会の議員の定数について</td><td>八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の合併に伴い、在任特例適用後の「東近江市」の議会の議員の定数を２４人と定める。</td></tr>
</table>

2　八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う協議書の締結

１市４町議会の議決を受けて、平成１６年6月２８日に１市４町の首長が次の協議書に署名し、協議が成立した。

- 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書
- 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書
- 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書

3　合併の申請

平成１６年7月２９日に知事に対し合併（廃置分合）の申請を行った。（地方自治法第７条第１項）

八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成１７年２月１１日から八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町を廃し、その区域をもって東近江市を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７条第４項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

１　八日市市の財産は、すべて東近江市に帰属させる。
２　神崎郡永源寺町の財産は、すべて東近江市に帰属させる。
３　神崎郡五個荘町の財産は、すべて東近江市に帰属させる。
４　愛知郡愛東町の財産は、すべて東近江市に帰属させる。
５　愛知郡湖東町の財産は、すべて東近江市に帰属させる。

平成１６年　６月２８日

八日市市市長　中村功一

神崎郡永源寺町長　久田元一郎

神崎郡五個荘町長　前田清子

愛知郡愛東町長　植田茂太郎

愛知郡湖東町長　宮部庄七

八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成１７年２月１１日から八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町を廃し、その区域をもって東近江市を設置することに伴う、八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の議会の議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号。以下「合併特例法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の議会の議員は、合併特例法第７条第１項第１号の規定を適用し、平成１７年１０月３１日まで引き続き東近江市の議会の議員として在任する。

平成１６年　６月２８日

八日市市長　中村功一

神崎郡永源寺町長　久田元一郎

神崎郡五個荘町長　前田清子

愛知郡愛東町長　植田茂太郎

愛知郡湖東町長　宮部庄七

八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書

平成１７年２月１１日から八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町を廃し、その区域をもって東近江市を設置することに伴う、東近江市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第７項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

東近江市の議会の議員の定数は、２４人とする。

平成１６年　６月２８日

八日市市長　中村功一

神崎郡永源寺町長　久田元一郎

神崎郡五個荘町長　前田清子

愛知郡愛東町長　植田茂太郎

愛知郡湖東町長　宮部庄七

八　合　推　第　３　２　号
永　総　第　１　２　６　８　号
五　総　第　１　２　３　５　号
愛　東　合　推　第　２　２　号
湖　企　財　発　第　３　２　号
平成１６年(2004 年)７月２９日

滋賀県知事　　國　　松　　善　　次　　様

八日市市長　　中　村　功　一

永源寺町長　　久　田　元一郎

五個荘町長　　前　田　清　子

愛 東 町 長　　植　田　茂太郎

湖 東 町 長　　宮　部　庄　七

八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の
廃置分合について　　（申請）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７条第１項の規定により、平成１７年２月１１日から八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町を廃し、その区域をもって東近江市を設置したいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

１　新市名及び名称選定の理由
２　新市の事務所の位置及び選定の理由
３　合併予定年月日
４　廃置分合を必要とする理由
５　合併協定書の写
６　新市建設計画
７　関係議決書、協議書及び会議録の写
８　1 市 4 町の現況表
９　市の要件に関する調書
10　施設等の現況写真及び関係図面

（２）合併啓発事業について

　１市４町の住民が新市「東近江市」誕生に対する気運を醸成し、新市発足後すみやかな一体感が図れるよう、６月の合併議決を受け、７月２９日の県知事への合併申請の段階で、７月２０日からポスターなどによる啓発事業を実施しています。

１．啓発活動の内容

（1）　ポスターの掲示

・Ｂ２版フルカラー印刷

・掲示場所

　１市４町の学校・庁舎・公民館・図書館等公共施設、自治会、企業等　　計６００枚

・掲示期間

　平成１６年７月２０日から平成１７年２月１１日

・ポスターの趣旨

　昨年行った新市まちづくり計画策定に係るアンケート調査のイメージカラーで多かった緑と青を基調に自然豊かな空間の広がる地域をイメージしました。また、青空の中には森林から太陽が差し込んでいる様子を載せ、将来に光輝く新市の創造を表しました。

　文字は「東近江市　２００５．２．１１誕生　７９，１０５市民のまちづくりがはじまります」と記載してあります。

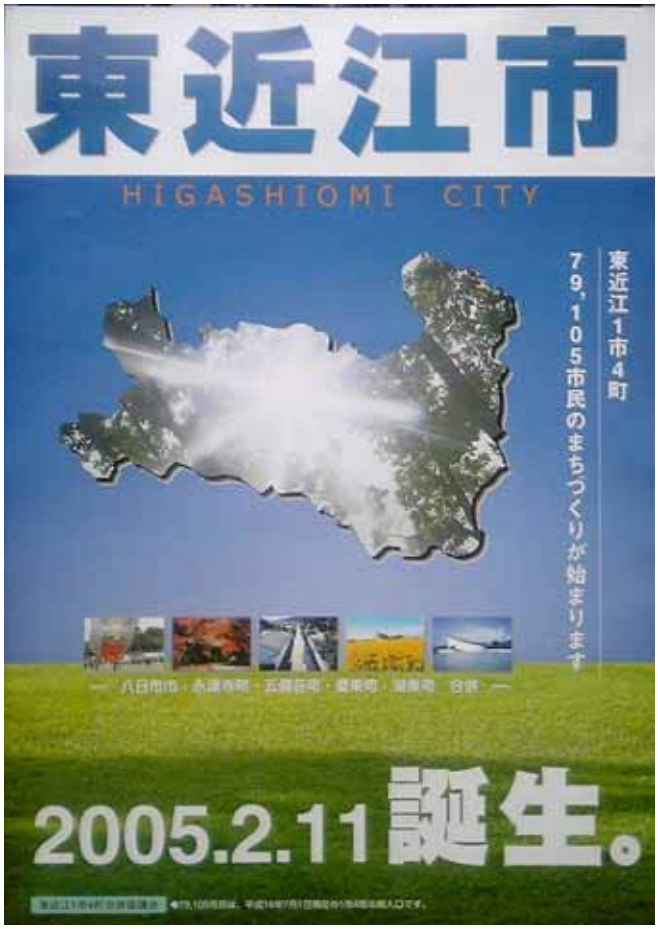

（２）横断幕・懸垂幕の設置

・記載内容

平成17年2月11日『東近江市』誕生
～八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併～

・設置場所
八日市市役所
永源寺町役場　　永源寺町ふるさと文化体験学習館
五個荘町役場
愛東町役場
湖東町役場
名神高速道路啓発用として愛東配水池
東海道新幹線啓発用として五個荘中学校体育館

・設置期間
平成１６年７月２０日から平成１７年２月１１日
（※八日市市は８月１６日以降に設置されます。）

（写真１：愛東町配水池
名神高速道路啓発用）

（写真２：五個荘中学校体育館
東海道新幹線啓発用）

（３）公用車、バス（循環バス）へのウインドシートの設置

・記載内容

・設置車両

１市４町公用車７０台および循環バス６台のリヤウインド

※八日市市のちょこっとバスは設置しません。

・設置期間

平成１６年７月２０日から平成１７年２月１１日

（４）のぼり旗の設置

・記載内容

・設置場所

各市町の判断する場所　全域で３００本

・啓発期間

合併申請前後２８日間

秋の行楽シーズン１８日間

合併前の１７日間

（５）電光掲示板による啓発

・記載する文字

平成１７年２月１１日「東近江市」誕生

「東近江市」誕生まで、あと○○○日

７月２９日時点で、あと１９７日

※カウントダウンはあいとうマーガレット前

・掲示板設置場所　　八日市駅前、永源寺町産業会館前、五個荘中央公園、あいとうマーガレットステーション

・啓発期間　　平成１６年７月２０日から平成１７年２月１１日